

令和4年9月27日

事 業 主 様

名古屋薬業健康保険組合
業務課 052-211-2439

令和4年10月からの短時間労働者の適用拡大・
育児休業等期間中の保険料の免除要件の見直しについて

日頃は、当健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび年金制度改正法（令和2年法律第40号）や全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）の施行により、健康保険制度の一部が令和4年10月1日から改正されますので、下記のとおりお知らせいたします。

事業主様におかれましては、被保険者の皆様方にご周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 短時間労働者の適用拡大

週の所定労働時間がフルタイムの4分の3未満の短時間労働者（パート・アルバイト等）の方の社会保険の適用拡大が行われます。

適用拡大の実施に伴い新たに被保険者資格を取得する短時間労働者がいらっしゃる場合は、被保険者資格取得届の提出が必要となります。

		加入要件（現行）	加入要件（R4.10.1～）
1	週の所定労働時間	20時間以上	20時間以上
2	雇用期間	1年以上の見込み	2カ月を超える見込み
3	賃金	月額88,000円以上	月額88,000円以上
4	学生	学生でない	学生でない
5	勤め先の従業員数（※）	501人以上	101人以上

※令和6年10月からは従業員数51人以上の勤め先が対象となります。

2. 育児休業等期間中の保険料の免除要件の見直し

- 育児休業等の開始月については、同月の末日が育児休業等期間中である場合に加え、同月中に14日以上の子育て休業等を取った場合にも、保険料が免除されます。
- 賞与保険料は、1カ月を超える子育て休業等を取った場合に免除されません。

※詳しくは、別添「令和4年10月から子育て休業等期間中における健康保険料の免除要件が改正されます」をご参照ください。

<送付書類>

- 「令和4年10月から子育て休業等期間中における健康保険料の免除要件が改正されます」

※届書等につきましては当組合のホームページ[申請書ダウンロード](#)→[適用関連](#)→[日本年金機構のホームページ](#)よりダウンロードをお願いいたします。

ご不明な点につきましては、当組合業務課にお問い合わせください。